

木造住宅耐震シェルター設置支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、地震による住宅倒壊から命を守る耐震シェルターの設置費用の助成を行う市町村に対し、山梨県（以下「県」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 既存木造住宅

次の全てに該当するものをいう。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- (2) 木造在来工法で建築された住宅
- (3) 2階建て以下の住宅
- (4) 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅（借家を除く。）

二 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
- (2) (一財)日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断

三 総合評点

木造住宅耐震診断の総合評点をいう。

四 高齢者等世帯

次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 65才以上の者のみで構成される世帯
- (2) 肢体不自由による身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの所持者が同居する世帯

五 一般世帯

高齢者等世帯以外の世帯をいう。

六 県が指定する地域

東海地震の想定震度が6強以上の地域を含む別表1に示す市町村

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本要綱に基づき、補助対象事業を実施する市町村とする。

(補助対象事業の要件等)

第4条 補助対象事業は、木造住宅耐震診断の総合評点が0.7未満と診断された既存木造住宅（高齢者世帯又は県が指定する地域内の一般世帯に限る。）において、地震時の住宅倒壊から住宅所有者等の命を守ることを目的に実施する耐震シェルターの設置に対し、市町村が助成する次のいずれかの事業とする。ただし、耐震シェルターを設置する住宅は、「木造住宅耐震改修支援事業」、「耐震性向上型支援事業」及び「木造住宅耐震化建替支援事業」の補助を受けていない住宅とする。

- (1) 他の都道府県が奨励する耐震シェルター等のうち一部屋型を設置する事業
- (2) 構造設計一級建築士が(1)と同等以上のものとして設計したものを設置する事業

(県の補助)

第5条 補助金の額は、一世帯ごとの耐震シェルターの設置に要する費用の3分の1又は市町村が当該設置費用に対し助成する額の2分の1のいずれか低い金額とし、120千円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、設置工事着手前に、耐震シェルター設置支援事業費補助金交付申請書(様式第1)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定するとともに、耐震シェルター設置支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により、市町村長に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 知事は、補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更(補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。)をしようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- (2) 補助事業を予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業内容の変更)

第9条 市町村長は、補助金の変更が生じる場合に前条(1)アの規定により承認を受けようとするときは、耐震シェルター設置支援事業費補助金変更交付申請書(様式第3)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の必要があると認めた場合には、耐震シェルター設置支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4)により、市町村長に通知するものとする。

3 市町村長は、前条(1)イの規定により、承認を受けようとするときは、耐震シェルター設置支援事業の中止(廃止)承認申請書(様式第5)を知事に提出しなければならない。

4 知事は前項の規定による事業の中止(廃止)承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は、耐震シェルター設置支援事業の中止(廃止)承認通知書(様式第6)により市町村長に通知するものとする。

5 市町村長は前条(2)の規定により指示を受けようとするときは、耐震シェルター設置支援事業の未完了報告書(様式第7)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項に規定する実績報告は、耐震シェルター設置支援事業費補助金実績報告書(様式第8)により、事業が完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告書を受理したときは、その内容の審査、検査等を行い、報告書に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、耐震シェルター設置支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第9)により市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による額の確定後、交付するものとする。

(検査等)

第13条 知事は、市町村長に対し補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検

査することができる。

(書類の保管)

第14条 市町村は、この事業に関する書類を整理し、事業完了後5年間保存するものとする。

(実施細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年3月8日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年3月31日から改正施行する。
- 4 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後もその効力を有する。

別表1

市町村名
甲府市、富士吉田市、南アルプス市、笛吹市、中央市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町